定期点検していますか？

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物取扱者又は危険物取扱者の立会いを受けた者などに、消防法で定める構造や設備の基準に適合しているかどうかについて定期的に点検させ、その点検記録を一定の期間保存しなければなりません。

（消防法第１４条の３の２）

定期点検を実施しなければならない危険物施設

- **製造所**（指定数量の倍数が１０以上、又は地下貯蔵タンクを有するもの）
- **屋内貯蔵所**（指定数量の倍数が１５０以上）
- **屋外タンク貯蔵所**（指定数量の倍数が２００以上）
- **屋外貯蔵所**（指定数量の倍数が１００以上）
- **地下タンク貯蔵所**
- **移動タンク貯蔵所**
- **給油取扱所**（地下貯蔵タンクを有するもの）
- **一般取扱所**（指定数量の倍数が１０以上、又は地下貯蔵タンクを有するもの）

マーカーが付されている危険物施設は、（目視点検）のほか、地下貯蔵タンク等や地下埋設配管の（漏れの点検）が必要です。

	目視点検の概要	漏れの点検の概要
点検内容	点検記録表の項目に沿って、目視で異常の有無を確認するもの	タンクや配管内部をガスや液体で加減圧して、圧力変化の有無により漏れがないか確認するもの
点検実施者	危険物取扱者　又は 危険物取扱者の立会いを受けた者	危険物取扱者又は危険物取扱者の立会いを受けた者で、点検方法に関する知識及び技能を持った資格者
点検時期	１年以内に１回以上	１年以内に１回以上 （ただし、移動貯蔵タンクは５年以内に１回以上、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管については、構造や設置年数等により、３年以内に１回以上となる場合や点検を要さない場合があります。）
記録の保存	点検実施日から３年間	点検実施日から３年間 （ただし、移動貯蔵タンクの点検記録は１０年間保存し、該当車両に積載しておく必要があります。）

危険物に関する問い合わせ先

大津市消防局予防課　危険物係
TEL（077）525－9902
Mail otsu2353@city.otsu.lg.jp